

## ◎入院時食事療養費(Ⅰ)の標準負担額(1食につき)

一般(70歳未満)	70歳以上の高齢者	標準負担額(1食当たり)	
一般(下記以外)	一般(下記以外)	510円 指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等 300円	
低所得者(住民税非課税)	低所得者Ⅱ(※1)	過去1年間の入院期間が90日以内	240円
		過去1年間の入院期間が90日超	190円
該当なし	低所得者Ⅰ(※2)	110円	

※1 低所得者Ⅱ:①世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の者

※2 低所得者Ⅰ:①世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者、あるいは②老齢福祉年金受給権者

注意:①低所得者、長期該当者に該当する場合は、申請が必要です。②申請後、認定証を病院受付に提示が必要です。

## ◎入院時生活療養費(Ⅰ)・生活療養標準負担額

	療養病床に入院する65歳以上の患者		標準負担額	
			食費(1食)	居住費(1日)
一般	①一般の患者(下記のいずれにも該当しない者)	入院時生活療養(Ⅰ)を算定する保険医療機関に入院	510円	370円
	②厚生労働大臣が定める者(重篤な病状又は集中的治療を要する者等、低所得者Ⅰ・Ⅱを除く)		生活療養(Ⅰ) 510円	370円
	③指定難病患者(低所得者Ⅰ・Ⅱを除く)		300円	0円
低所得者Ⅱ	④低所得者Ⅱ(※2)(⑤⑥に該当しない者)		240円	370円
	⑤低所得者Ⅱ (重篤な病状又は集中的治療を要する患者)(※1)	申請月以前の12月以内の入院日数が90日以下	240円	370円
		申請月以前の12月以内の入院日数が90日超	190円	
	⑥低所得者Ⅱ (指定難病患者)	申請月以前の12月以内の入院日数が90日以下	240円	0円
申請月以前の12月以内の入院日数が90日超		190円		
低所得者Ⅰ	⑦低所得者Ⅰ(⑧⑨⑩⑪に該当しない者)		140円	370円
	⑧低所得者Ⅰ(重篤な病状又は集中的治療を要する者等)(※1)		110円	370円
	⑨低所得者Ⅰ(指定難病患者)		110円	0円
	⑩低所得者Ⅰ/老齢福祉年金受給者			
	⑪境界層該当者(※3)			

※1 重篤な病状又は、集中的治療を要する患者とは、療養病棟入院基本料のA~Fの算定患者

※2 70歳未満の低所得者(住民税非課税/限度額適用区分「オ」)は、70歳以上の「低所得者Ⅱ」に相当。「低所得者Ⅰ」は70歳以上のみに適用される。

※3 負担の低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態になる者。